

令和元年12月24日
千葉県総務部市町村課
電話 043-223-2138

平成31年4月1日現在 市町村職員の勤務条件等の状況について

県内53市町村（千葉市を除く）の勤務条件等の状況について、平成31年地方公務員の勤務条件等調査結果を取りまとめましたので、公表します。

○平成30年度における年次休暇の平均取得日数は、11.7日（国：14.8日、県：11.4日）

○夏季休暇の平均付与日数は、6.5日（国：3日、県：6日）

○平成30年度における男性職員の育児休業取得率は、6.8%（国：21.6%、県：3.1%）

※国の取得率は、「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（平成30年度）」より

＜男性職員の育児休業取得率の推移＞

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
県内市町村	3.1%	6.1%	6.8%
国	14.5%	18.1%	21.6%
県	2.0%	2.6%	3.1%

※県内市町村の取得率が国より低い要因

両親と同居又は近居など、育児休業を取得しなくとも子育てできる環境にあること等

○時間外勤務の上限設定については、33団体が制度あり、20団体が制度なし

【参考資料】 資料1 市町村別勤務条件等の状況

資料2 時間外勤務の上限設定の状況

＜参考 地方公務員の勤務条件を定めるに当たっての原則＞

地方公務員法第24条第4項は「職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」と定めています。